

安全管理規定

2021年度
改版



エヌアンドエヌコミュニケーションズ株式会社

初版:2020年11月12日

改 訂 歴 表

版数	頁	制定・改訂日	履行日	改正内容	承認	作成
初版	全	2020.10.30	2020.12.01	新規制定	松本	勝又
2版	全	2020.11.4	2020.12.01	危険作業の追記(11)(12)	松本	勝又
3版	全	2020.11.12	2020.12.01	誤記 高所作業時の必要な照度 足場に設ける手すり等の安全対策 防護網の規定を追記 重要情報及び借用品の防衛 ブログやSNS投稿禁止	松本	勝又
改版	全	2021.03.30	2021.04.01	2021年度版 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8条に「(3)新規入場者教育」を追加 ・ 9条に「(8)関係請負人に対する現場責任者教育」を追加 ・ 11条の特別教育に「低圧電気取扱者特別教育」及び「足場の組立て等作業従事者特別教育」を追加 ・ 11条の安全衛生パトロールの実施における役員の実施を削除 ・ 13条の「(7)脚立を梯子として使用する高所作業の禁止。移動梯子及び作業台を使用すること。」を削除 ・ 19条「掲示物及び設置物について」に条件を提示 ・ 第40条の内容変更 幅木の省略条件 ・ 第15、40及び44条の手すりの高さを90cmから85cmに変更 ・ 58条(1)～(7)に条件を記載 	松本	勝又

目次

第1章 総則	3
第2章 安全衛生管理体制等	3
第1節 安全衛生管理体制	3
第2節 自主的な安全衛生活動への取組	4
第3節 安全衛生教育	4
第4節 快適な現場及び職場環境の形成	5
第5節 年間安全衛生計画と月次安全重点施策	5
第3章 安全管理規定の基本原則	6
第1節 安全衛生管理の徹底	6
第2節 情報セキュリティ管理の徹底	10
第3節 車両運転管理の徹底	11
第4章 その他 足場からの墜落による危険の防止	12
第1節 足場からの墜落による危険の防止	12
第5章 その他 電気による危険の防止	14
第1節 通則	14
第2節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止	14
第3節 電気機械器具等	15
第6章 車両系建設機械等による危険の防止	16
第1節 通則	16
第2節 車両系建設機械による危険の防止	16
第3節 高所作業車による危険の防止	18
第4節 移動式クレーンによる危険の防止	19
第5節 玉掛け作業による危険の防止	20

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及びエヌアンドエヌコミュニケーションズ株式会社(以下「会社」という。)における就業規則第36条に基づき、会社における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、社員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 会社の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令(以下「法令」という。)及びこの規程に定めるところによる。

(会社の責務)

第3条 会社は、社員の安全衛生及び施工現場安全の確保及び改善を図り、快適な職場を形成するための処置を講じる。

(社員の責務)

第4条 社員は、会社内の整理、整頓、清潔に努め、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、社員の安全のため、及び下請会社の、災害の防止、疾病の予防に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制

(店社の安全衛生管理体制)

第5条 会社は、法令の定めるところにより、社員数に基づいて安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者等を任命すると共に、その職務を行うにつき必要な権限を与え、次の各号に掲げる必要な職務を行わせなければならない。

- (1) 安全衛生方針と指針の表明に関すること。
- (2) 社員及び関係請負人の健康管理、健康の保持増進等の職務を行わせること。
- (3) 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、社員及び関係請負人の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項等を調査審議させ、会社に対し意見を述べさせること。
- (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (5) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (6) 社員及び関係請負人の安全又は衛生のための教育に関すること。
- (7) 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

(二以上の請負契約が存在する場合における安全衛生管理体制)

第6条 会社は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の社員及び関係請負人の社員の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。

第2節 自主的な安全衛生活動への取組

(安全衛生方針と指針の表明)

第7条 会社は、安全衛生方針と指針を表明し、社員、関係請負人及びその他の関係者に周知しなければならない。

2 安全衛生方針

「安全第一と人命尊重」を基本理念とした職場の安全と社員及び関係請負人の健康確保は、企業の大きな役割と認識し、誠意と熱意をもって3A「安全、安心、安定」に取り組むこと。

3 安全衛生指針

- (1) 労働安全衛生関係法令および会社の安全管理規定を遵守すること。
- (2) 全社の協力のもとに安全衛生管理活動を実施すること。
- (3) リスクアセスメントを実施し、低減・減災対策を実施すること。
- (4) 社員及び関係請負人への安全衛生教育を徹底すること。
- (5) 職長・安全衛生責任者の責任を明確にし、安全施工サイクルを確実に実施すること。
- (6) 「施工計画・安全衛生管理計画」の事前審査を確実にを行い、計画通り実施すること。

第3節 安全衛生教育

(雇入れ時の教育等)

第8条 会社は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 雇入れ時の教育の実施
- (2) 作業内容変更時の教育の実施
- (3) 新規入場者教育の実施
- (4) 危険又は有害な業務に就く者への特別教育の実施
- (5) 職長・安全衛生責任者教育の実施
- (6) 店社での情報セキュリティ教育の実施

(その他自主的な教育)

第9条 会社は、社員及び関係請負人に対し、教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努め、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 危険予知活動に関する研修の実施
- (2) リスクアセスメントに関する研修の実施
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修の実施
- (4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育の実施
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育の実施
- (6) 関係請負人に対する職長・安全衛生教育の実施 新規及び更新
- (7) 関係請負人に対する特別な教育の実施 新規及び更新
- (8) 関係請負人に対する現場責任者教育
- (9) 新規入場者教育の実施
- (10) 送り出し教育の実施
- (11) 現場での情報セキュリティ教育の実施

第4節 快適な現場及び職場環境の形成

(快適な現場及び職場環境の形成)

第10条 会社は、現場及び職場における安全衛生水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理すること等の措置を講ずることにより、快適な現場及び職場環境を形成するように努めなければならない。

第5節 年間安全衛生計画と月次安全重点施策

(年間安全衛生計画)

第11条 会社は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、安全衛生計画を作成しなければならない。また、作成した安全衛生計画の実施は、担当者の決定及び実施項目を評価し、次年度計画での検討事項としなければならない。

実施項目	年間安全衛生計画 実施スケジュール												留意点
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安全衛生協議会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月第1週の土曜日に開催
安全衛生年間計画の策定と検討											●	●	●
安全管理規定の改定	更新は必要時に実施												
安全衛生教育の実施 職長・安全衛生責任者教育の実施 新規・更新	新規は必要時、更新は5年毎を目安に実施												
安全衛生教育の実施 フルハーネス型墜落制止用器具取扱 低圧電気取扱者特別教育 足場の組立て等作業従事者特別教育	新規は必要時に実施												
安全衛生教育の実施 新規入場者教育 送り出し教育・雇入れ	必要時に実施												
安全衛生パトロールの実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ヒヤリ・ハット事例の収集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
リスクアセスメントの実施	事業所及び現場毎に実施												
定期健康診断・ストレスチェックの実施	新入社員は4月、その他社員は年1回												
災害防止等強化月間 全国安全週間	1日～30日 ○ 全国安全週間準備期間												
				● 1日～7日 全国安全週間									
災害防止等強化月間 全国労働衛生週間	1日～30日 ○ 全国労働衛生週間準備期間												
				● 1日～7日 全国労働衛生週間									
災害防止等強化月間 年末年始無災害運動	1日～30日 ○ 年末年始労働災害防止強調準備期間												
							● 1日～7日 年末年始労働災害防止強調期間						

(月度安全重点施策)

月	安全衛生行事予定表	月次安全重点施策
1	墜落・落下防止強化月間	墜落制止器具の使用の徹底等 その他
	品質強化月間	ヒューマンエラーの撲滅等 その他
2	転倒・転落災害防止強化月間	脚立と移動梯子等の使用時のルール of 徹底等 その他
	情報漏洩防止強化月間	情報セキュリティ管理の徹底等 その他
3	設備事故防止強化月間	感電及び既存設備における損壊の防止等 その他
	火災予防防止強化月間	備え付け消火器の点検等 その他
4	交通労働災害防止強化月間	交通ルールの遵守の徹底等 その他
	安全衛生環境整備強化月間	掲示物の変更及び設置物の点検等 その他
5	飛来・落下災害防止強化月間	防護網及び玉掛け設備の点検等 その他
	転倒・転落災害防止強化月間	脚立と移動梯子等の使用時のルール of 徹底等 その他
6	健康障害防止強化月間	要因となる作業時にTBM及びKY活動の徹底
	重機災害防止強化月間	特定の機器 重機の特定自主検査等 その他
7	熱中症防止強化月間	熱中症対策マニュアルの遵守等 その他
	品質強化月間	ヒューマンエラーの撲滅等 その他
8	熱中症防止強化月間	熱中症対策マニュアルの遵守等 その他
	墜落・落下防止強化月間	墜落制止器具の使用の徹底等 その他
9	設備事故防止強化月間	感電及び既存設備における損壊の防止等 その他
	交通労働災害防止強化月間	交通ルールの遵守の徹底等 その他
10	安全衛生環境整備強化月間	掲示物の変更及び設置物の点検等 その他
	健康障害防止強化月間	要因となる作業時にTBM及びKY活動の徹底
11	重機災害防止強化月間	特定の機器 重機の特定自主検査等 その他
	火災予防防止強化月間	備え付け消火器の点検等 その他
12	飛来・落下災害防止強化月間	防護網及び玉掛け設備の点検等 その他
	情報漏洩防止強化月間	情報セキュリティ管理の徹底等 その他

第3章 安全管理規定の基本原則

第1節 安全衛生管理の徹底

(この章の目的)

第12条 「安全衛生方針と指針」について、明確に尚且つ、具体化することにより、社員及び関係請負人にこの規定を遵守させることを目的とする。

(禁止する危険作業)

第13条 社員及び関係請負人は、次の各号に掲げるところによらなければならない。但し、事前に着工打ち合わせ時に審議し、リスクアセスメントを実施した場合を除く。

- (1) 墜落制止用器具を使用したコンクリート柱の昇降による高所作業の禁止
- (2) 飛来落下の恐れがある上下作業の禁止
- (3) ロープ高所作業に係る作業の禁止
- (4) ゴンドラでの高所作業の禁止
- (5) つり足場での高所作業の禁止
- (6) 一側足場における作業の禁止
- (7) 転倒・転落対策ができない2.4m以上の脚立を使用した作業
- (8) トーチランプを使用するろう付け作業の禁止

(9) 悪天候での作業の禁止

- ア 強風：10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
- イ 大雨：1回の降雨量が50ミリメートル以上
- ウ 大雪：1回の降雪量が25センチメートル以上
- エ 中震以上の地震：震度階数4以上
- オ 暴風：瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

(10) 一人作業

- (11) ビル建物におけるエレベーターシャフト及びピット内での作業。但し、ペントハウス内は除く。

(高所作業と高所作業エリアの定義)

第14条 省令（労働安全衛生規則第五百十八条及び二項）に謳われている作業床から高さ2メートル以上で行われる作業を高所作業とし、その作業箇所を高所作業エリアとする。但し、新たに作業床を設置した場合を除く。

第15条 省令（労働安全衛生規則第五百十九条及び二項）に謳われている作業床の端、開口部の深さは2m以上であり、尚且つ、作業床の端及び開口部から1.5m以内で行われる作業を高所作業とし、その作業箇所を高所作業エリアとする。但し、囲い、手すり、覆おい等の高さが85cm以上である場合は除く。

(特定危険作業と特定危険エリアの定義)

第16条 次の各号に掲げる特別な教育、技能講習及び免許が必要な作業を特定危険作業と定義し、作業箇所を特定危険エリアと定義する。

- (1) 足場の組立て、解体又は変更の作業
- (2) 鉄塔の鉄骨、鋼管の建方
- (3) コンクリート柱の建方
- (4) 掘削機械を使用する作業
- (5) 高所作業車を使用する作業
- (6) その他の車両系建設機械を使用する作業
- (7) 低圧（直流750V以下・交流600V以下）・高圧（直流750V超・交流600V超～7,000V以下）・特別高圧（7,000V超）の充電電路の敷設、接地及び電源の摂取
- (8) 酸素欠乏危険場所における作業

(重要エリアの定義)

第17条 高所作業エリア及び特定危険エリアを含み、第3者に危険及び影響を与える既存設備での作業は、次の各号に掲げる箇所を重要エリアと定義し、事前のリスクアセスメント及び現地KYを実施し、注意喚起と養生を実施しなければならない。

- (1) 電気室内（EPSを含む）及び受電キュービクル。
- (2) 機械室内（EV機械室を含む）
- (3) 搬入時のエレベータ内
- (4) 搬入時の屋上及び地上の非常口
- (5) 屋上面内（防水面、電気配管、空調・換気及びダクト類を含む）
- (6) その他 重要な既存設備

(着工打ち合わせについて)

第18条 社員及び関係請負人は、工事の着工前に打ち合わせを実施し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 工事着工前に着工打ち合わせを実施すること。
- (2) 着工打ち合わせは以下内容を網羅すること。
 - ア 記録を残すため、施工審議書に記載すること。
 - イ 施工内容を図面と写真で理解すること。
 - ウ 作業区画を図面や写真に記載し理解すること。
 - エ 特定危険作業がある場合、作業計画を理解すること。

- オ 公共機関への申請書類の有無と許可書を確認すること。
- カ 作業員名簿に有資格者及び新規入場者教育受講の有無を確認すること。尚、足場組立などのスポット作業員への新規入場者教育については、現地で実施すること。
- キ リスクアセスメントを実施し、その内容に沿った安全対策を明記すること。
- ク 禁止する危険作業を予定している場合、審議すること。

(3) リスクアセスメント及び施工審議書を10年間、保存すること。

(掲示物及び設置物について)

第19条 社員及び関係請負人は、必要な掲示物を準備し、現場の見やすい場所に掲示または、設置し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 建設業の許可票 A3 版の掲示
- (2) 労災保険関係成立票 A3 版の掲示
- (3) 施工体系図の掲示 ※特定元方の場合
- (4) 下請負人に対する通知書の掲示 ※特定元方の場合
- (5) 緊急時連絡表の掲示
- (6) 安全施工サイクル活動（朝礼・KY）の実施報告書の掲示
- (7) 着工前リスクアセスメントの実施報告書の掲示 ※特定元方の場合
- (8) 公共機関からの許可書の掲示 道路使用許可等
- (9) 施工計画書の掲示
車両系建設機械の使用は作業仮設計画書を含む
- (10) 作業員名簿の掲示
- (11) その他 指定された掲示物
- (12) 消火器の設置 ※特定元方の場合
- (13) 救急箱の設置
ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬は必須
- (14) 作業区画及び注意喚起標示 ※特定元方の場合
作業区画用コーンとバー及びテープを設置し、10m単位で注意喚起標識を設ける
ア 13条及び14条において定義した高所作業エリア
イ 15条で定義した特定危険作業エリア
- (15) 腕章の着用 ※特定元方の場合
現場責任者及び専任監視員は、腕章を着用すること。

(専任監視員の指名等)

第20条 社員及び関係請負人は、13条及び14条の高所作業及び15条の特定危険作業を行う場合、あらかじめ専任監視員を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) その日の作業を開始する前に、墜落制止用器具の取付け設備（安全ブロック、移動ロープ、ハリップ及びロリップ等の設備をいう。以下同じ。）に異常がないことを確認すること。
- (2) 作業者が墜落制止用器具を適切に使用していることを確認すること。
- (3) 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあつては、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。
- (4) 高所作業に必要な照度（150ルクス程度）が確保されているか確認すること。
- (5) 作業区画用コーンとバー、注意喚起標識及びテープが設置されていること。
- (6) 免許・技能講習・特別教育が必要な作業において、資格者証を確認すること。
- (7) 足場設備及び車両系建設機械の最大積載荷重等を超えていないことを確認すること。

(誘導員の配置)

第21条 社員及び関係請負人は、13条及び14条の高所作業及び15条の特定危険作業において、第三者災害が発生する恐れのある場合（通行または歩行者がある場合）は、あらかじめ、誘導員を配置しなければならない。また、道路占用及び道路使用許可を必要とする作業も同様とし、申請に乖離があつてはならない。

(作業環境の整備と向上)

第22条 社員及び関係請負人は、10条の規定により、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 作業場所での暑さ指数(WBGT値)の低減
- (2) コロナ対策によるマスクの着用、手袋の着用
- (3) 2m未満での作業及び打ち合わせ時はゴーグルを着用
- (4) アルコール消毒液の常設

(保護帽の使用)

第23条 社員及び関係請負人は、政令(安全衛生法四十二条)及び省令(労働安全衛生規則)により、保安帽を着帽しなければならない。また、保護帽の機能、交換基準、着帽規律及び作業帽への代替基準を次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 機能は、墜落時保護用、飛来・落下用及び電気用兼用とする。
- (2) 交換基準は以下とする。
 - ア ABS、PC、PE製(熱可塑性樹脂):異常が認められなくても3年以内
 - イ FRP製(熱硬化性樹脂):異常が認められなくても5年以内
 - ウ 装着体:異常が認められなくても1年以内
- (3) 着帽規律は以下とする。
 - ア 一度でも大きな衝撃を受けたら、交換すること。
 - イ あごひもは必ず正しく締めること。あごひもと顎の間に指が1本入る位。
 - ウ グラついたり、脱げ易い強さにヘッドバンドを調整しないこと。
 - エ 保護帽の下にタオル等を被らないこと。インナーを使用すること。
- (4) 作業帽への代替基準は以下とする。
 - ア 15条の(7)における低圧において、充電電路を絶縁し、敷設、接地及び電源の摂取作業。
 - イ 上方からの物体の飛来・落下、墜落及び頭部の感電による危険がない屋内での作業において、保護帽の着帽が困難な作業環境であること。

(墜落・落下による危険防止の処置)

第24条 社員及び関係請負人は、13条、14条で規定する高所作業は、墜落制止用器具の取付け設備を設置し、墜落制止用器具を使用しなければならない。また、事前に、第16条でその設置場所及び使用方法等を審議し、第19条の専任監視員の指名しなければならない。

(墜落制止用器具の使用)

第25条 社員及び関係請負人は、13条、14条で規定する高所作業及び15条(5)で規定する高所作業車での作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用させなければならない。また、墜落制止用器具の規格(平成31年厚生労働省告示第11号)及び具体的な運用ガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すると共に、次の各号に掲げるところによらなければならない。但し、高さ5m以下の高所作業において、フルハーネス型の墜落制止用器具の墜落時の効果が認められない場合、新規規格の胴ベルト型1本吊りの墜落制止用器具の使用を認める。

- (1) ショックアブソーバーを使用する場合、第一種ショックアブソーバとする。
- (2) ランヤードは、2丁掛けとする。また、併用で、ワークポジショニング用のロープを使用する場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。
- (3) 肩ベルト、腿ベルト、胸ベルト及び作業ベルトは、緩みがないように締めること。
- (4) D環の位置を左右の肩甲骨の中央となるように締めること。
- (5) ランヤードを使用しない時は、肩に掛けること。
- (6) 体重及び体型に適合したサイズのフルハーネス型の墜落制止用器具を選定すること。
- (7) 墜落制止用器具は、腰より上方の位置に設けること。

(飛来・落下による危険防止の処置)

第26条 社員及び関係請負人は、作業中に飛来・落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 防護棚(朝顔)、防網等を設けること。
- (2) 工具及び材料等が落下するおそれのある場合、落下防止用コード及び工具袋とロープ掛けを設けること。
- (3) 荷崩れし、又は転がりやすい材料等を仮置きする場合、仮置きする場所を指定し、養生シートとロープ掛け等を設置すること。
- (4) 使用する携帯端末等及びカメラにはストラップを取付ること。

(転倒・転落による危険防止の処置)

第27条 社員及び関係請負人は、省令(労働安全衛生規則第五百二十六条及び二項)に謳われている高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。また、移動梯子(省令第五百二十七条)及び脚立(省令第五百二十八条)を遵守するとともに、次の各号に掲げるところによらなければならない。

移動梯子

- (1) 幅は30cm以上とする。
- (2) 立て掛け角度は75度程度とする。
- (3) 梯子の親げた端に滑り止め(転位防止措置)が付いていること。
- (4) 梯子の上端を上端床から60cm以上突出させる
- (5) 梯子の下端は固定すること。
- (6) 13条および14条の高所作業において、使用する移動梯子は、上端も固定すること。尚、昇降時及び作業時は、安全ブロック等と墜落制止用器具を使用すること。
- (7) 荷物を持って昇降しないこと。

脚立

- (1) 脚立を移動梯子として使用しないこと。
- (2) 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備えること。
- (3) 脚立の天板に座らないこと。
- (4) 脚立の天板に立たないこと。
- (5) 脚立の高さが2mを超えるものは上から3段目以下で使用する。
- (6) 脚立に跨って立たないこと。
- (7) 荷物を持って昇降しないこと。
- (8) 脚立の脚に滑り止め(転位防止措置)が付いていること。
- (9) 脚立を固定すること。

第2節 情報セキュリティ管理の徹底

(この章の目的)

第28条 会社は、社員及び関係請負人に、発注者及び注文主から提供されている機密情報及び営業情報等の重要情報、また、お預かりしている機器及び鍵等、それらを扱う重要性を認識させ、適切に管理させることを目的とする。尚、この第2節は、現場での情報セキュリティ運用方法とする。

(重要情報の定義)

第29条 会社は、提供されている機密情報及び営業情報等の重要情報を定義し、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発注者、基地局オーナー、近隣住民及び工事関係者の個人情報
- (2) 発注者、基地局オーナー及び関係請負人相互の契約情報

- (3) 図面、工程表、写真及び打ち合わせ記録等
- (4) 建物の内部や設備の状況（写真等）
- (5) 会社の技術やノウハウ（標準仕様等） 測定データ・コンフィグファイルも含む
- (6) 関係する各社の管理情報

（重要情報及び借用品の防御）

第30条 社員及び関係請負人に、守るべき情報の紛失や盗難を避けるための処置を実施し、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 重要情報や借用品は他者に貸与しないこと。
- (2) 重要情報や借用品の持ち帰りの際は、飲酒をしないこと。
- (3) 盗難や紛失等が発生した場合に備え、パソコンにはバイオスパスワードも設定すること。
- (4) 重要情報を記録媒体に保存する場合、ファイルにパスワード等の対策を行うこと。
- (5) 重要情報が入ったパソコンの持ち出しは、管理者の承認を得ること。
- (6) 第三者がのぞき見ることが可能な状況でパソコンを利用しない。
- (7) 重要情報や借用品の持ち運びは、閉められるカバン等を使用すること。
- (8) 重要情報や借用品の入ったカバン等及びパソコンは、放置しないこと。
- (9) 電車での移動において、重要情報や借用品の入ったカバン等及びパソコンは、網棚に置かず、身に付けること。
- (10) 車での移動において、駐車場を利用する場合、重要情報や借用品の入ったカバン等及びパソコンを車内に置かず、身に付けること。
- (11) 借用している携帯端末等及び鍵にはストラップを取付ること。また、ジッパー付きの袋に入れて管理すること。
- (12) 盗難・紛失が発生した場合、あるいはその可能性が疑われる場合、速やかに情報セキュリティ責任者に連絡すること。
- (13) 現場の作業内容、住所や写真等をブログやSNSに載せないこと。

第3節 車両運転管理の徹底

（この章の目的）

第31条 交通労働災害防止に対する事業主の基本姿勢と管理者及び運転者が行うべき対策等を明確にするとともに、対策等を積極的に推進することにより、交通労働災害の防止を図ることを目的とする。

第32条 会社は、法令（労働安全衛生法）に基づき、運行管理者及び整備管理者を選任し、それぞれが事業場における安全衛生管理の業務及び安全な運転の管理を行なわなければならない。

第33条 自動車を運転するときは常に法令を遵守し、人命尊重と互譲の精神に徹し、安全運転を旨としなければならない。

第34条 運転者は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 常に交通法規及び運転マナーを守り、安全運転を行うこと。
- (2) 運転中はシートベルトを着用すること。
- (3) 業務に関係のない者を同乗させないこと。
- (4) 運転中は携帯電話を掛けないこと。やむを得ず掛けるときは、安全な場所に停車させてから掛けること。
- (5) 運転中はカーナビゲーションやスマートフォンなどの操作をしないこと。
- (6) 事故、違反、故障、車両損傷を生じたときは、総務へ報告すること。
- (7) 現場での敷地内に停止時及び駐車時は、輪留めをすること。但し、運転者が乗車している場合を除く。

第35条 運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合、絶対に運転をしてはならない。

- (1) 酒を飲んだとき。
- (2) 心身が著しく疲労しているとき。
- (3) 車両が整備不良である、または調整が不完全であるとき。
- (4) その他正常な運転ができる状態にないとき。

第36条 会社は、台風、豪雨、豪雪等の異常気象が予測されるときは、状況に応じて運転者に対して運行の中止等の指示を行うなど、安全運転の確保に必要な措置を講じるものとする。

第37条 業務車両を業務以外の目的に使用することは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情で使用したい場合、事前にその許可を得るものとする。

第38条 交通事故が発生した場合、運転者の処置は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 負傷者のある場合、他の損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとること。
- (2) 軽微な事故といえども必ず会社に連絡し、指示を受ける。また所轄警察署に連絡すること。
- (3) 事故の目撃者がある場合、その住所、氏名、連絡先等を記録しておくこと。
- (4) 事故の相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号等を記録しておくこと。
- (5) 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談交渉をしてはならない。

第4章 その他 足場からの墜落による危険の防止

第1節 足場からの墜落による危険の防止

(手すり先行工法の導入)

第39条 事業者は、足場の組立て等の作業を行う場合、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日付け基発第0424001号))に基づく作業方法の導入に努めなければならない。

(足場に設ける手すり等の安全対策)

第40条 事業者は、足場に設ける手すり等の安全対策については、次の各号に掲げるところによらなければならない。但し、(4)の防護処置を実施した場合は、(3)イ及びハの高さ15cm以上の幅木の設置を省略しても良い。

- (1) 丈夫な構造とすること。
- (2) 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
- (3) 枠組足場(妻面に係る部分を除く。)にあってはイ又はロを、枠組足場の妻面に係る部分にあってはハを設けること。
 - イ 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の下さん(若しくは高さ15cm以上の幅木)の設置、又は、同等以上の機能を有する設備
 - ロ 手すり枠
 - ハ 床面からの高さ85cm以上の手すり等、高さ35cm以上50cm以下の中さん及び高さ15cm以上の幅木を設置すること。また、作業床は、幅が40cm以上で、床材間の隙間は3cm以下とし、床材と建地との隙間は、12cm未満とすること。
- (4) 前(3)において、落下物によって、通行人等の第三者や工事現場の周辺に危害を及ぼす恐れがあるときは、建築基準法の定めるところにより、ネット類又はシート類で覆う等の

防護措置を併用して講じなければならない。尚、工事現場の周辺に危険を及ぼす恐れとは、「外部足場から、俯角七五度を超える範囲又は水平距離五メートル以内の範囲に隣家などがある場合」とする。

- (5) 作業終了時は、メッシュシート及び安全ネットは、畳んで帰ること。
- (6) ビル建物における足場の固定方法は、2段毎に4分アンカーで固定すること。また、最上部は、ビルのパラペットを利用した専用のスタンション機器で固定してもよい。

(点検等)

第41条 事業者は、足場における作業を行うときは、あらかじめ、点検者を指名し、その者に、その日の作業開始前に、手すり等の状態について点検させ、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 2 事業者は、前項の点検を行ったときは、その結果を記録するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て等の後において、足場における作業開始前に、材料の状態、手すり、幅木等各部材の取り付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。
- 4 事業者は、前項の点検を行ったときは、点検結果、補修等の措置内容を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

(最大積載荷重等の表示等)

第42条 事業者は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示しなければならない。

- 2 事業者は、足場に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 作業床中央部付近に荷重を集中させないようにすること。
 - (2) 著しい衝撃を与えないようにすること。

(足場を使用する場合の禁止事項)

第43条 事業者は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止
- (2) 許可された場合以外の足場部材の取外しの禁止
- (3) 手すり等から身を乗り出す作業の禁止（ただし、やむを得ず身を乗り出す必要がある場合、墜落制止用器具等を使用させること。）

(移動式足場)

第44条 事業者は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合、次の各号に掲げた措置を講じなければならない。

- (1) 昇降設備、作業床、手すり等を設けること。
- (2) 手すり等は、次によること。
 - ア 丈夫な構造とすること。
 - イ 材料は、たわみの生ずるおそれがなく、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
 - ウ 手すりの床面からの高さは85cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さんを設けること。
- (3) 高さ10cm以上の幅木を設けること。
- (4) 作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。
- (5) 脚輪のストッパーを掛けること。（移動させる場合を除く。）

- (6) 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超えて積載しないこと。
- (7) その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、又は取り替えること。

第5章 その他 電気による危険の防止

第1節 通 則

(この章の目的)

第45条 この章の規定は、建設工事の作業（電気工事の作業を除く。以下この章において同じ。）を行うことにより発生する作業者の感電による危険の防止を目的とする。

(調査及び計画)

第46条 事業者は、工事の施工計画を立てる場合又は作業中に必要が生じた場合、次の各号に掲げる事項について調査し、感電による危険の防止に必要な計画を立てなければならない。

- (1) 架空電線の近接状況
- (2) 地中電線の敷設状況
- (3) 電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
- (4) 受変電設備の状況

(作業者の指名等)

第47条 事業者は、法令の定めるところにより、低圧の充電電路の敷設、修理の作業又は区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業を行う場合、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名しなければならない。

- 2 会社は、前項の規定により低圧電路を接続させる場合、接続器具及び接続箱を用いて感電による危険のおそれがないようにしなければならない。

(絶縁工具の使用)

第48条 事業者は、法令の定めるところにより、通電状態での作業において、絶縁保護具（絶縁工具と絶縁グローブ）を使用させなければならない。

(停電作業)

第49条 事業者は、停電して作業を行う場合、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取るとともに、作業中、開閉器に施錠し、若しくは通電禁止を表示し、又は監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止しなければならない。

第2節 高圧架空電線等の活線近接作業における感電による危険の防止

(高圧架空電線等の離隔距離)

第50条 事業者は、低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナと接近状態に施設される場合、省令第29条（電気設備に関する技術基準を定める省令）、電技解釈71条及び77条（電気設備技術基準の解釈）により、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナの上方に接近する場合、電技解釈71条2項、架空電線の種類はその他、区分は上部造営材の上方として、高低圧架空電線又は高圧架空電線とアンテナとの離隔距離を2mとする。
- (2) 低圧架空電線又は高圧架空電線が、アンテナの下方に接近する場合、電技解釈77条2項ロである高低圧架空電線又は高圧架空電線とアンテナとの水平距離を2.5mとする。

(高圧架空電線等の防護等)

第51条 事業者は、次の各号に掲げる場合、高圧架空電線その他の高圧充電部（以下「高圧架空電線等」という。）を停電し、移設し、又は絶縁用防護具、絶縁覆い若しくは防護壁で防護しなければならない。この場合において、当該高圧架空電線等が他の者の所有であるときは、当該所有者に停電、移設又は防護を要請しなければならない。

- (1) 作業者が作業中又は通行中に、高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
 - (2) 作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
 - (3) 作業者が使用する移動式クレーン、くい打機、くい抜機等のジブ、アーム、ワイヤロープ、つり荷等が高圧架空電線等に接触し、又は接近するおそれがあるとき
 - (4) 高圧架空電線等に近接して足場、架設通路等を設けるとき。
- 2 会社は、前項各号に掲げる危険のおそれがある作業を行う場合、あらかじめ作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、適切に前項の措置が講ぜられていることを確認させなければならない。

(表示)

第52条 事業者は、作業者の通行する足場、架設通路等に近接する高圧架空電線等がある場合、見やすい場所に「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示をしなければならない。ただし、前条第1項の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

(作業方法の指示)

第53条 事業者は、高圧架空電線等に近接して作業を行う場合、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離を確保すること等を指示しなければならない。ただし、第49条の規定により停電し、又は移設した場合はこの限りではない。

第3節 電気機械器具等

(感電防止用漏電しゃ断装置の設置等)

第54条 事業者は、可搬式電動機械器具（電気ドリル、電動グラインダ等をいう。以下同じ。）を使用する場合、法令の定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用しなければならない。ただし、その措置を講ずることが困難な場合、可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地しなければならない。

- 2 前項の規定により可搬式電動機械器具の金属製外枠等を接地する場合、接地線の被覆の色は、緑 / 黄色のしま模様又は緑色としなければならない。ただし、やむを得ず緑 / 黄色のしま模様又は緑色の被覆でないものを使用する場合、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならない。
- 3 第1項に規定する電動機械器具に接続する移動電線については、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心を専用の接地線としなければならない。
- 4 前3項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具については適用しない。

(点検等)

第55条 事業者は、可搬式電動機械器具については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に可搬式電動機械器具の状態について点検させ、異常がある場合、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 2 事業者は、前項の点検については、1月を超えない一定の期間ごとに行わなければならない。

第6章 車両系建設機械等による危険の防止

第1節 通 則

(この章の目的)

第56条 この章の規定は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械又は解体用機械であつて動力を用いて不特定の場所に移動できるものをいう。以下同じ。）、高所作業車、クレーン又は移動式クレーンを用いた作業及び玉掛け作業を行うことにより発生する作業者の危険の防止を目的とする。

第2節 車両系建設機械による危険の防止

(調査及び記録)

第57条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 地山の地形、地質、含水、湧水等の状況
- (2) 埋設物、架空電線等の有無及びその状況
- (3) 既設の道路の状況
- (4) 既設の建設物の状況

(作業計画)

第58条 事業者は、前条の調査に基づき、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- (1) 作業の方法及び順序 ※必要時
- (2) 車両系建設機械の種類及び能力 ※安全管理書類にて
- (3) 車両系建設機械の運行経路の設定 ※必要時
- (4) 車両系建設機械の配置 ※仮設図に記載
- (5) 運転者及び誘導員の配置 ※必要時
- (6) 照明設備 ※必要時
- (7) 標識の設置 ※必要時

(運転者の指名等)

第59条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合、当該車両系建設機械の種類及び能力に応じて、あらかじめ、資格又は技能を有する者であることを免許証、技能講習修了証等により確認し、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該車両系建設機械に掲示しなければならない。

(車両系建設機械による作業)

第60条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合、当該車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第61条 事業者は、法令に定める場合を除き、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷の吊り上げ、クラムシェルによる作業者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。

(立入禁止又は誘導員の指名等)

第62条 事業者は、次の各号に掲げる場所において車両系建設機械を用いて作業を行う場合、あらかじめ囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で、運転者以外の者の立入禁止

を表示すること又は誘導員を配置して、その者に当該車両系建設機械を誘導させることのうちいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 路肩、傾斜地等の場所
 - (2) 地山の軟弱な場所
 - (3) 車両が混在して作業する場所
 - (4) 作業現場の出入口で、見通しの悪い場所又は車両、通行者等の多い場所
 - (5) 走行路上にある作業場所
 - (6) 走行路上で通行者の多い場所
 - (7) 鉄道線路等に接近した場所
 - (8) 解体物等が飛来・落下するおそれがある場所
- 2 事業者は、前項の誘導員が用いる合図の方法について、あらかじめ定めておかなければならない。
- 3 事業者は、誘導員に腕章を使用させること等により、関係者が識別できるようにしておかなければならない。

(制限速度等)

第63条 事業者は、作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設けなければならない。

(防護措置)

第64条 事業者は、車両系建設機械による危険を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 運転中に、飛来物又は落下物により運転者に危険が生ずるおそれがある場合にあっては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設けること。
- (2) 当該車両系建設機械に、後退時において、周辺の作業者に注意を喚起するための警報装置を設けること。
- (3) トレーラー等に積卸しを行う場合にあっては、平たんで堅固な場所で行うとともに、道板のかけ渡し角度は15度以下とすること。
- (4) 軟弱地盤又は凍結場所で、当該車両系建設機械が転倒又は転落のおそれがあるときは、地盤の整備を行い、敷板・敷角等を用いること。
- (5) 車両系建設機械の停止時及び駐車時、輪留めをすること。但し、運転者が乗車している場合を除く。

(安全装置)

第65条 事業者は、使用する車両系建設機械の安全装置等については、有効に機能するように保持し、使用しなければならない。

(定期自主検査等)

第66条 事業者は、車両系建設機械について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、併せて作業開始前の点検を行い、異常がある場合、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により実施した特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

(安全ブロック等の使用)

第67条 事業者は、車両系建設機械のブーム又はアームを上げ、その下で点検、修理等を行う場合、安全ブロック、安全支柱等を使用しなければならない。

(コンクリートポンプ車の作業)

第68条 事業者は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合、第69条の規定に定めるもののほか、その構造上定められたブーム先端ホース長を守らなければならない。

(ブーム下の作業禁止)

第69条 事業者は、コンクリートポンプ車のブーム使用時には、ブーム下における作業を禁止しなければならない。

第3節 高所作業車による危険の防止

(作業計画)

第70条 事業者は、高所作業車を用いて作業を行う場合、あらかじめ、作業場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に対応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

(運転者の指名等)

第71条 事業者は、高所作業車を用いて作業を行う場合、作業床の高さに応じて、あらかじめ、資格又は技能を有する者であることを免許証、技能講習修了証等により確認し、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該高所作業車に掲示しなければならない。

(アウトリガーの使用)

第72条 事業者は、アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。

(専任監視員の指名等)

第73条 事業者は、高所作業車の作業床以外の箇所で作業床を操作する場合、高所作業車の作業床上の作業者と作業床以外の場所で作業床を操作する作業者との間の連絡のため、あらかじめ、専任監視員を指名し、その者に合図を行わせなければならない。(運転位置から離れる場合の措置)

第74条 事業者は、運転者が高所作業車の運転位置を離れる場合、作業床を最低降下位置に置くとともに、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジン・キーを外しておかななければならない。

2 高所作業車の停止時及び駐車時は、輪留めをすること。但し、運転者が乗車している場合を除く。

(走行の禁止)

第75条 事業者は、作業床では走行操作ができない構造の高所作業車で作業床上に作業者がいる場合、当該高所作業車を走行させてはならない。ただし、平たんで堅固な場所において誘導員を配置し、その者に誘導させる場合等法令に定める措置を講じたときは、この限りでない。

(作業床への搭乗制限等)

第76条 事業者は、高所作業車の乗車席及び作業床以外の場所における作業者の搭乗を禁止することとするとともに、当該作業床の積載荷重その他の能力を超えて使用させてはならない。

(墜落制止用器具等の使用)

第77条 事業者は、高所作業車の作業床上で作業を行う場合、作業者に墜落制止用器具等を使用させなければならない。

(定期自主検査等)

第78条 事業者は、高所作業車について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、併せて作業開始前の点検を行い、異常がある場合、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

2 事業者は、前項の規定により実施した特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

第4節 移動式クレーンによる危険の防止

(作業の方法等の決定等)

第79条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合、その転倒等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 移動式クレーンによる作業の方法
- (2) 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- (3) 移動式クレーンによる作業に係る作業者の配置及び指揮の系統
- (4) 移動式クレーンの停止時及び駐車時は、輪留めをすること。但し、運転者が乗車している場合を除く。

(運転者の指名等)

第80条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合、当該移動式クレーンの種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該移動式クレーンに掲示しなければならない。

(合図者の指名等)

第81条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行う場合、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者が単独で作業を行う場合、この限りでない。

(アウトリガーの使用等)

第82条 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーンを用いて作業を行う場合、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。また、移動式クレーンを軟弱地盤上において使用する場合、強度を有する敷板を敷き、転倒のおそれのない位置に設置しなければならない。

(過負荷の制限)

第83条 事業者は、移動式クレーンの定格荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

(安全装置等)

第84条 事業者は、移動式クレーンの巻過防止装置、過負荷防止装置、外れ止め装置等の安全装置等については、有効に機能するよう保持し、使用しなければならない。

(立入禁止)

第85条 事業者は、法令の定めるところにより、移動式クレーンが釣り上げた荷の下に作業者を立ち入らせてはならない。

- 2 事業者は、移動式クレーンの上部旋回体との接触を防止するため、上部旋回体の作動半径内に作業者を立ち入らせてはならない。

(性能検査及び定期自主検査等)

第86条 事業者は、移動式クレーンについて、性能検査のほか1月ごと及び1年ごとに法令に定められた定期自主検査を行い、異常のある場合、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業する場合、作業開始前に点検を行い、異常のあるときには、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により実施した定期自主検査の結果を記録しておかなければならない。

第5節 玉掛け作業による危険の防止

(玉掛け作業者の指名)

第87条 事業者は、玉掛け作業を行う場合、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から、玉掛け作業者を指名しなければならない。

(作業責任者の指名等)

第88条 事業者は、2人以上の作業者により玉掛け作業を行う場合、あらかじめ作業責任者を指名し、その者に直接指揮させることにより当該作業を行わせなければならない。

(玉掛用具の点検)

第89条 事業者は、作業を開始する前に、玉掛け作業者に玉掛用具を点検させ、異常がある場合、直ちに補修させ、又は取り替えなければならない。

(玉掛け作業の方法)

第90条 事業者は、荷の形状、荷姿及び質量に応じた適正な玉掛用具及び玉掛方法により作業者に作業させなければならない。